

2013年3月1日

エコマーク商品類型 No.117「複写機 Version2」、No.122「プリンタ Version2」  
No.132「トナーカートリッジ Version1」および No.142「インクカートリッジ  
Version1」認定基準の部分的な改定について

財団法人日本環境協会  
エコマーク事務局

## 1. 改定の概要

2012年度計画として、No.117「複写機 Version2」、No.122「プリンタ Version2」および No.142「インクカートリッジ Version1」認定基準を所要の部分改定を行うことを前提として、有効期限を延長していた。この部分改定は、ドイツ「ブルーエンジェル」のイメージ機器(複写機・プリンタ)認定基準等の各国ラベル基準の見直し、国際エネルギースタープログラムの見直し、および海外環境ラベルとの相互認証とも関連することから、2012年4月以降に関係者と協議のうえ進めることとしていた。今般、ブルーエンジェルの新認定基準(RAL-UZ171)が発効されたことを受けて一部項目と2013年2月5日に閣議決定されたグリーン購入法との整合を図るなどの部分改定を行う。

なお、今回の RAL-UZ171 に関連する部分改定については、RAL-UZ171 に従って試験を行った結果が申請時に使用できるなどの緊急的に必要な措置のみに留めた。現在の No.117 および No.122 の認定基準(Version2)の有効期限は2017年4月30日までであるが、原則として Version2 での部分改定は今回をもって終了する予定である。

RAL-UZ171、国際エネルギースタープログラム Version2 とエコマーク認定基準との全面的な整合作業(エコマーク基準の Version3 の策定)については、2013年度に実施することとする。また、検討にあたっては、国際エネルギースタープログラムの改定動向、RAL-UZ171 に従う試験の事業者や試験機関の対応状況、および相互認証を実施している海外環境ラベルの基準が改定されるタイミングを十分考慮することとする。

※ 複写機、プリンタについては、北欧5ヶ国、韓国、中国、ニュージーランド、タイとの相互認証を推進しているが、各ラベルともブルーエンジェルを参考に基準が策定されている。

## 2. 部分改定(案)について

### 1) 部分改定を実施するエコマーク商品類型

No.117「複写機 Version2」

No.122「プリンタ Version2」(A. インクジェット方式、ドットインパクト方式および感熱方式、B.電子写真方式)

No.132「トナーカートリッジ Version1」(A.新品、B.再生)

No.142「インクカートリッジ Version1」(A.新品、B.再生)

### 2) 改定日：2013年3月1日

### 3) 部分改定のポイント (赤線部分を追加、見え消し部分を削除)

#### ①グリーン購入法との整合

用語の定義、再使用・マテリアルリサイクル率、再資源化率の基準項目について整合を図る。なお、エコマーク基準では製品や感光体の回収の基準項目において「環境に調和した方法」の記載があるが、グリーン購入法では記載がないため不整合とはならないものの、表現を統一することとする。

例 No.117

(22)トナーカートリッジのマテリアルリサイクルのシステムがあること。回収したトナーカートリッジの部品の再使用・マテリアルリサイクル率が回収した使用済製品全体の質量(トナーを除く)に対して、50%以上であること。

(23)回収したトナーカートリッジまたはトナー容器の再資源化率が回収した使用済製品全体の質量(トナーを除く)に対して、95%以上であること。回収したトナーカートリッジまたはトナー容器の再資源化できない部分は、~~環境に調和した方法で処理・処分すること。減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立されないこと。~~

(37)(39)製品(感光体)の回収および部品の再使用や材料のマテリアルリサイクルのシステムがあること。再資源化できない部分は、~~環境に調和した方法で処理・処分すること。減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立されないこと。~~

#### ②語句等の統一

同じ商品類型で書きぶりが異なるものやエコマークの商品類型間での整合を図る。

例「試験場」と「試験所」

「ポリブromビフェニル」と「多臭化ビフェニール」(同一の化学物質だが記載が異なるもの)規格名の後の年号(例えば、JIS Q17025 : 2000 の:2000)の削除  
(現状では年号が記載されているものとなないものがあったため統一した)

#### ③時限措置が終了した項目の削除

今までは経過が分かるように残していたが、基準書を見やすくするため削除する。

例 No.117

(28)白黒機器の複写動作中、およびカラー機器の白黒複写動作中およびカラー複写動作中の粉塵(ほこり)の放散について表2を満足すること。~~ただし、RAL-UZ-122:2006による測定を行う場合のカラー機器のカラー複写動作中については、2008年5月31日までは測定値を参考値として提出することであり、また2008年5月31日までは、表3も併用することとする。~~

#### ④試験方法の追加・削除

RAL-UZ171 が発効されたことを受けて、有害物質の放散や騒音の試験方法として RAL-UZ171 に従って試験を行った結果も認めることとする。また、過去の RAL-UZ122 以前の規格(RAL-UZ62 等)の記載は削除する。

※ 上記は試験方法の追加であり、現時点で基準値自体を採用するものではない。

例 No.117

表 2 粉塵、オゾン、VOC の放散に関する基準

対象物質			放散速度 (mg/h)		測定方法	
			白黒	カラー		
(28)	粉塵		≤ 4.0	≤ 4.0	ブルーエンジェル(RAL-UZ122 の付録 2、 <u>または RAL-UZ171 付録 S-M</u> )に記載するもの	
(29)	オゾン		≤ 1.5	≤ 3.0		
(30)	TVOC	動作中	≤ 10	≤ 18		
		待機中	自立	≤ 2.0		≤ 2.0
			卓上	≤ 1.0		≤ 1.0
	スチレン		≤ 1.0	≤ 1.8		
	ベンゼン		< 0.05	< 0.05		

#### ⑤有効期限の意見募集時にご意見をいただいた箇所の部分改定

##### (1) RoHS 指令に関連する箇所について

No.117 (5)、(20)では RoHS 指令で対象とする物質の使用制限が記載されている。また、以前の部分改定では韓国との相互認証項目を増やす目的で、(49)として RoHS 指令に対応する基準を導入している。実質的には重複しているので、(5)、(20)は削除する。また、(49)については、JIS C0950 を引用していたが、適用除外の部品・材料が最新の RoHS 指令と合致するように、改正 RoHS 指令(2011/65/EU)に書き換える。

例 No.117(No.122 も同様)

(5) 鉛、カドミウム、水銀、または六価クロムを含むプラスチック添加剤、顔料を処方構成成分として添加していないこと。

(20) (5)と同じだが、対象部品がトナーカートリッジ等への基準項目

(49) 製品における鉛、水銀、カドミウム、およびそれらの化合物、ならびに六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル(PBB)、ポリブロモジフェニルエーテル(PBDE)の含有率が、改正 RoHS 指令(2011/65/EU)の ANNEX II(表 X)に適合すること。ただし、ANNEX III に指定されているものは除く。

表 X. 含有率

物質の名称	含有率[wt%]
<u>鉛およびその化合物</u>	<u>≤ 0.1</u>
<u>水銀およびその化合物</u>	<u>≤ 0.1</u>
<u>カドミウムおよびその化合物</u>	<u>≤ 0.01</u>
<u>六価クロム化合物</u>	<u>≤ 0.1</u>
<u>ポリブロモビフェニル(PBB)</u>	<u>≤ 0.1</u>
<u>ポリブロモジフェニルエーテル(PBDE)</u>	<u>≤ 0.1</u>

※含有率は均質物質(全体的に一様な組成で機械的に分離できる最小単位)における含有割合を指す。

## (2) 騒音の試験について

- ①No.117、122A、Bにおいて、ドイツのブルーエンジェルの RAL-UZ171 基準では、騒音の測定方法が片面モードと明確になったため、整合を図る。
- ②No.122A のインクジェット方式の大判機については、測定方法がブルーエンジェルでは明確ではない。一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会において、ブルーエンジェル等を参考に試験方法を標準化しているため「JBMS-74-2 に従うこと」を追加する。

例 No.122A

- (35)騒音は ISO7779(一致規格 JIS X7779)に規定する測定方法に従い得られた実測値に基づき、ISO9296(一致規格、JIS X 7778)の規定する「表示A特性音響パワーレベル  $L_{WA,d}$ 」の値が、白黒動作中、およびカラー機器のカラー動作中の各々について表4を満足すること。①ただし、作動モードは片面プリントとする。②なお、インクジェット方式の大判機については、JBMS-74-2 に規定する測定方法に従うこと。  
(以下、追加省略)

## (3) 再使用・マテリアルリサイクル率の基準値設定について

No.122A の認定基準では、再使用・マテリアルリサイクル率については、実績を把握すること(報告基準)に留めていたが、後に制定されたエコマークの No.142「インクカートリッジ」認定基準や、グリーン購入法でも数値が設定されているため、基準値を設定することとする。

なお、グリーン購入法の判断の基準では、「25%以上」と設定されているが、エコマークの方針としてグリーン購入法と同等以上の基準(上位互換)を設定することとしており、同様のカートリッジの基準である No.132「トナーカートリッジ」の新品と再生の基準値の差異(新品：50%以上、再生75%以上)や、既認定商品の現状を考慮すると、基準値は新品：40%以上(再生は現行通り60%以上)と改定を行う。

- (22) インクカートリッジのマテリアルリサイクルのシステムがあること。回収した部品の、回収製品(インクカートリッジ)全体の質量(インクを除く)に対する再使用・マテリアルリサイクル率について毎年算出し、把握していること。回収したインクカートリッジの部品の再使用・マテリアルリサイクル率が回収した使用済製品全体の質量(インクを除く)に対して、40%以上であること。

※ No.142A(新品)の当該基準も25%以上から40%以上に引き上げる。

以上

## <参考> 関連基準の動向について

ドイツ「ブルーエンジェル」RAL-UZ171 (RAL-UZ122 の見直し版)	2013年1月1日からRAL-UZ171で申込が可能。 RAL-UZ122からの主な変更点は以下の通り。 ◇ 省エネ基準(ただし、現在のエコマークではブルーエンジェルの方式を採用していない) ◇ エミッション基準(基準レベルのアップ、FP(微小粒子)及びUFP(超微小粒子)の追加) ◇ 騒音基準 ◇ 化学物質の引用法規番号の変更等 他
北欧5ヶ国「ノルディックスワン」	2013年2月28日まで新認定基準案(Version6)の意見受付中である。 RAL-UZ171をベースに基準案を公表しているおり、現行のVersion5.4基準ではエコマークとの共通基準の記載があるが、Version6(案)では、RAL-UZ171との整合を主眼にしているため、エコマークとの共通基準については記載が削除されている。 ノルディックスワンとは2002年より相互認証を実施しており、年間十数機種の実績がある。
EU「EUエコラベル」	EUの公共調達基準とともに、イメージ機器の基準を策定中である。
タイ「グリーンラベル」	プリンタ基準は2012年12月に見直しが終了している。複写機の基準については、現在見直しを実施している。
国際エネルギースタープログラム	現在、Version2の最終草案の意見受付が終了し、2013年10月1日発効予定となっている。最終草案の主な変更点は以下の通り。 ・TEC値、OM法の要件の引き上げ ・OM法適用機種のスタンバイ消費電力値の変更 ・両面印刷機能の要件の変更
省エネ法	総合資源エネルギー調査会省エネルギー基準部会 複写機等判断基準小委員会 最終取りまとめが、2011年12月に公表されているが、未公示の状態である。2013年春の告示に向けて調整中との情報がある。
グリーン購入法	2013年2月の閣議決定にカートリッジに関する基準が改定された(再使用・マテリアルリサイクル率、再資源化等の定義や判断の基準が改定)。また、来年度は省エネ法が改定された場合には、その導入を検討するとの情報もある。
EPEAT(北米の公共調達のプログラム)	2013年2月に「イメージ機器」基準が策定された。